

平成30年第4回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成30年12月5日

閉 会 平成30年12月7日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（12月6日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	3番	森 弘 美 君
4番	柿 崎 裕 二 君	5番	坂 本 豊 君
6番	吉 田 勉 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	大 川 誠 治 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	三 上 あ け み 君
産 業 振 興 課 長	佐 藤 一 仁 君
建 設 課 長	木 村 伸 一 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長
議会事務局 主幹

中川 悟 君
坂本 ゆかり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番	小 鹿 重 一 君
3 番	森 弘 美 君

議事日程（第2号）

第1	一般質問	4 番	柿崎裕二	議員
第2	一般質問	1 番	小鹿重一	議員
第3	一般質問	6 番	吉田 勉	議員
第4	一般質問	7 番	木村 修	議員
第5	一般質問	5 番	坂本 豊	議員

午前9時34分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（藤田修一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は5名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、4番柿崎裕二君の質問を許します。

○4番（柿崎裕二君） 皆さん、おはようございます。

4番柿崎裕二の一般質問を始めたいと思います。

今回は、河川のことので1点お伺いしたいと思います。

広瀬地区の河川、広瀬川において、近年、河口より約500メートルほど上流付近に砂れきの堆積が著しく、中州ができており、そうした状況では豪雨による河川の氾濫がいつ発生してもおかしくない状況にあると、見て確認してきました。また、村の自治会懇談会の中においても、広瀬自治会より、川にできた中州の撤去・排除の要望がなされたと伺っております。

その河川の状況を担当課では報告を受け確認できておりますか。報告を受けたかの有無と確認したかどうかの2点を村長及び担当課からお答え願いたいと思います。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 広瀬川の堆積につきましては、もう数年前に県のほうで一度河床の整備を行っておりますが、年数とともに今の状況になっておりまして、我々としても、以前から継続して文書でこの堆積については県のほうに要望をしてきたところで、以上です。（「現場の確認のほうはされておりますか」の声あり）

現場の確認はしております。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 私が現場を確認したところでは、広瀬川のJRの鉄橋より河口のほう、八幡橋の河口に向かっておよそ100メートルにわたり中州ができており、川幅約25メートルの半分が中州となって川を塞ぎ、鬱蒼と木々が生え、柳が生えた状態で、もう林の状態になっております。また、中州の土砂は村道の高さ、要するに土手のところ

に村道がありまして、その村道の高さの1メートルぐらいまで、ひどいところでは50センチぐらいまで堆積しているという状況です。その状況で、民家もまた1軒あり、非常に不安な状況で過ごしていると思われまます。

今の冬期間に関しては、比較的水かさが少なくあるものの、年間を通して、梅雨どきから秋の台風に伴って大雨などの悪天候があれば、川の氾濫は非常に危険性が高い状況にあるということです。

したがって、2級河川である広瀬川の中州の撤去を、先ほど陳情はしてあるものの、なかなか撤去まで至っていないというお答えでありましたので、もう一度強く管轄である県のほうに、早急に撤去していただきたいという陳情を重ねてお願いしたいなと思います。その辺は可能でしょうか。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 以前から文書で要望してきたところでございますが、私も今後、県のほうに出向き、先ほど柿崎議員からおっしゃられた、大雨とかによって氾濫をする状況など、住民が不安を抱えている部分などを直接担当者レベルでまずは話をして状況を説明して、早急にやっていただけないものか、またやるとしたらいつごろになるのかとか、いろいろ協議をして強く要望していきたいと思えます。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 先ほども示した場所は、数十年前にも八幡橋から氾濫しまして、その八幡橋が流されて、またその付近にある民家も床上浸水して、民家そのものも流される寸前までいったという経緯があります。今、対処についても一度県のほうに改めて申し出るというお答えがありましたけれども、早期にできるようにお願いして、私の一般質問を終わりたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（藤田修一君） 以上で、4番柿崎裕二君の質問は終わります。

日程第2 一般質問 1番 小鹿重一議員

○議長（藤田修一君） 日程第2、1番小鹿重一君の質問を許します。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。1番の小鹿重一です。

きょうは3点について質問をしますので、よろしくお願ひします。

まず、水土里保全隊の事業について質問します。

この事業は、日本型直接支払制度・多面的機能支払交付金事業であり、農地・水・環

境保全向上対策を大きな柱として平成26年4月1日より5年間実施されてきました。平成30年度で終了になります。事業内容は、用地の水路・農道等を含め、農地を農地として維持することにより発揮される国土の保全、水源涵養と景観形成等の機能を充実することにあります。事業費は国50%、県25%、村25%になっています。

地域住民にとっては大変有益な事業だと認識しております。平成31年度以降、新たな事業として継続されるのか、また事業費はどうなるのか。事業費が減額になるのであれば、現在の水準まで村が上乘せして継続していくべきだと考えますが、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

現在、国、農林水産省の31年度予算概算要求によれば、日本型直接支払制度である多面的機能支払交付金については、今年度とほぼ同額の490億円を要求しております。国の予算については、今後の動向を注視していかなければなりません。現段階では平成31年度も今年度同様の事業費をもって継続されるものと考えています。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 国の、全体ではこれからということのようではありますけれども、継続されるであろうということではありますけれども、農家の経営規模は最近、農地が集約されて非常に大きくなっているわけです。経営規模が拡大することは、生産者が減少することでもあります。少ない生産者だけで用排水路等の維持管理をすることは、極めて困難な状況になると思います。規模拡大した農業者を守るため、用排水路の整備及び農道補修、草刈り等を、農業者・非農業者の地域の登録構成員で支援していこうというのが、水土里保全隊の事業であります。

水土里保全隊の事業に対する村長の認識をお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 水土里保全隊を、これもうかれこれ15年ぐらいやっていると思っています。その活動というのは、やはり地域を守るということ、それから農業を守るという、そういう意識が非常に高いというふうに思っています。みずからの力でお互いが、地域の力ですね、全体の地域の力の中で農業を守っていただけているというふうに私は思っていて、今後もこの活動は続けてほしいというのは、常々、農林水産省との話の中で出しております。他の市町村長も同じ考えでございまして、それを受けて今回は国の予算額も確保というふうになったものと私は理解しています。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今、村長からも必要だという、重要だというような認識のご意見をいただきました。事業の必要性、重要性を認識していただき、村の農業を守るためにも、ひとつしっかりと対応していただきますようお願いをいたします。

次に進みます。次は、よもぎたアシスト株式会社物産館マルシェの運営について質問します。

物産館マルシェの運営については、平成29年度まで事業計画に反映されていなかったトイレの管理費、イベントの経費、消費税の見直しなどをして、平成30年度はスタートしています。ちなみに平成29年度の物産館の決算は、諸条件の見直し前のことでありますが、798万6,555円の赤字でありました。平成30年度の収支計画はとんどのゼロ円です。9月末で事業の半分が経過しましたので、当然、経営検討会議を開催したと思います。経営検討の結果、上半期の事業実績とそれに伴う年度末の見通しは怎么样了のか。また、村長は一定の方向づけをすとしてきたが、どのような判断に至ったのかお伺いします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

よもぎた物産館に係る指定管理料は、平成29年度、73万9,000円を、平成30年度は368万5,000円と大幅に増額いたしました。よもぎたアシスト株式会社から提出された物産館に係る損益計算書によりますと、平成30年9月末までの6カ月間において、営業損益は74万6,066円の赤字となっています。これからの6カ月間は、特産物の販売も低調になる推移とすることが予想されることから厳しい経営が続くと見られますが、アシストに対しては経費節減等を図り黒字化に向け努力するよう、努力していきたいと思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） ご質問の中で、経営検討の結果、一定の方向づけをするということでお話をしているけれども、それが怎么样了かという質問でございますので、その部分について私からお答えを申し上げます。

結論から申し上げて、物産館マルシェは2020年度、東京オリンピックの年ですが、これをめどに継続して、その後の状況に応じてもう一度判断するということにいたしました。判断の基準としまして、やはり1つは、村内の小売店が激減しております。そのた

めに買い物難民等が出て、非常に苦勞しているという苦情が来ております。これらに対応するためには、やはりこの物産館が必要であるというふうに考えてございます。

そのほかにもたくさん、例えば弁当があったらどうだとか、さまざまな要望が出されています。公共サービスという点で、これらの事業に対応するというのは非常に難しいわけでございます、やはり第三セクターという形でこの多様化に対応、応えていくということが、まず1つ目の理由でございます。

それから、もう一つは、やはりその2020年の東京オリンピックまで、観光客、外国人も含め、インバウンドを含め、そういった観光客がどんどんふえてくるということは考えられるわけですが、よもっとという民間施設、そこだけで対応するというのが果たして正しいのかと思いますと、やはり村の玉松という観光地を基点とした、そういった村のイメージ、あるいはその物産のPRということを考えれば、どうしてもそこに施設がないというふうに考え、当面継続したいというふうに考えたわけです。

もう一つは、やはり公共性、公益性ということ、公共施設でございますから、それを指定管理しているわけでございますから、公共性、公益性というものを考えたときに、やはり損益、損したか、得したかという、もうけたかというのみでは、少し判断が難しいと。やはりその公共施設の存続または廃止ということについては、皆さんともう1回話し合っただけでは決めなければいけないということをお考えして、2020年をめぐって、ということに目標に継続して、その後の状況でもう一度判断したいというふうに決めたところがあります。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 2020年度までは継続していきたいということでございますけれども、これまでのマルシェの運営において、コンサルタントが社員になったこと、トマトの6次化産業を模索して大きな赤字を出し、百条委員会が設置されたことなどがありました。さらには、国道280号線バイパスが外ヶ浜町蟹田まで開通して、交通環境が大きく変わり、来客が激減したことにより、商品が売れなくなりました。農家の直売品である農産物は売れないことにより回転が悪くなり、品質の低下と出荷量の減少という悪循環になっています。

このような背景から、議会では、マルシェの経営の黒字化は望めない、営業の一時停止、あるいは営業の廃止をすべきであるという意見が大勢を占め、その旨を村長に申し上げてきたところです。このまま営業を続けて年度末に赤字になって、赤字補填が

必要になったときに税金を使う以上は、村民が納得できる説明責任が伴うと思いますが、村長はこの点はどのように考えていますか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） そもそも、そもそもということは、最初のスタートの時点は、物が売れて、その売れたもので店が経営できるだろうという観点から、この物産館が始まったものというふうに思っております。しかし、今議員がおっしゃったように、環境が変わった、経営環境が変わってきたということにおいては、やはりその赤字化するわけですけれども、その時点でやはり事業の見直しというものが必要であったというふうに思います。バイパス開通が平成21年の秋でしたか、私もちょっとバイパス開通の時期は忘れちゃったけれども、その時点からやはりその見直しをしながら事業プランを立てていかなければならなかったということが、1つ抜けていたように思います。

そこのその意味は、指定管理者制度というのが、やはり適正に適用、運用されていなかったということが1つの原因であろうというふうに思っています。それがずるずると来て赤字の垂れ流しという言葉になってしまいますけれども、そういうことを繰り返してきたわけでございますけれども、やはり先ほど言いましたように、存続する理由の中にありますように、地域の住民のため、あるいは観光客のために、やはり指定管理委託制度、具体的な内容的には、指定管理委託料の再計算というのは、どうしても必要だということでございます。

村民が納得をするようにという、税金を投入するのですから、村民が納得するようにということでございますので、公共施設としての公共性、あるいは公益性、先ほども申し上げましたが、それらのものをきちっと確認をしながら、これを進めていく必要があるというふうに思います。

村民の理解というようになれば、非常に難しいところでございますけれども、と申しますのは、理解が得られたかどうかという判断が難しいのでありますけれども、やはりそれをできる限り努力して、それを納得するように、認めていただけるように、納得というよりも認めていただけるように努力していくということが大切だと、このように思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今村長から答弁をいただきましたけれども、これまでの経過から申し上げますと、何の結論なり考え方も示さずに先送りし、いたずらに時間だけが経過

しているというように感じるわけです。このような状態から脱却していただいて、先に進んでいただきますようお願い申し上げまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、玉松台及び古城の沼周辺の整備についてお伺いします。

玉松園カントリーパークは、ふるさと総合センター、ふれあいセンター、よもぎ温泉、玉松台スポーツガーデン、玉松海水浴場、玉松海の情報館、物産館マルシェなど、蓬田村の拠点施設が整備されています。その中心に位置するのが玉松台です。台上には日露戦争の戦没者の墓と忠魂碑があります。また、蓬田村の文化財に指定されている史跡・天然記念物、玉松があります。樹齢300年を超える黒松で、北前船航海の目標であったり、松前公参勤交代のころから名高く、村の象徴として今日に至っております。

この玉松を見ますと、葉が茶色に変色している箇所も見受けられますので、私どもは素人でそれがどうなのか判断はできませんけれども、私が思うには、樹木医の診断によって長寿命化を図るべきではないかということであります。

さらに、台上は柵が回されておりますが、くいが折れているところが何カ所かありますので、補修すべきだと思います。

また、古城の沼の北側にある青森県植樹祭が行われた場所は、草が生い茂っていますし、木が枯れているものも見受けられます。立派な標柱も立っています。村のシンボルであり、観光客を期待するのであれば整備すべきだと思いますが、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 玉松園カントリーパークにある黒松のうち、史跡・天然記念物として村文化財指定となっている玉松については、5年ぐらい前に剪定をしております。その周辺の黒松も枝打ちなどを行っております。ただ、その後に手入れが行われておりませんでした。

また、古城の沼の北側のほうに広場があります。近年、何度か草刈りを行ってはおりますが、それまで行き届いた管理についてはできておりませんでした。

議員がおっしゃるとおり、玉松周辺が村民の憩いの場であり、村の観光拠点にもなっているということを考えますと、樹木医のほうの診断も含めて、定期的な環境整備を行っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 先般、観光協会としても事業の1つとして、村内の史跡、あるいはお寺さんとかというところを見て回ったのですけれども、そのときに一緒に同行した

人が、きちんと整備するのであればするべきだし、もし整備してももう無理だというのであれば、はっきりそのような方向を示すべきだというような話もあったので、私は一般質問をしているわけですが、今課長がおっしゃるとおり、玉松園カントリーパークは楽しいこと、おいしいもの、わくわくする経験にあふれ、何より蓬田村の新しい魅力に触れられる、蓬田村のレクリエーション基地だということで情報発信をしているわけですから、折に触れ見回りをし、不備なところは整備をしていただきたいと思います。教育長、いかがですか。

○議長（藤田修一君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 今議員が言うとおりで思っております。普段から整備しながらやっていきたいと思っております。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 玉松そのものは村の宝でもあり、我々が誇りとしているところでもありますので、みんなで気を配りながら整備していきたいものだと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、1番小鹿重一君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 6番 吉田 勉議員

○議長（藤田修一君） 日程第3、6番吉田 勉君の質問を許します。

○6番（吉田 勉君） おはようございます。6番議員吉田 勉です。

きょうは3つの点について質問したいと思います。

まず、1番の水稻の種子助成についてお尋ねします。

ことしの稲の作柄は、よく新聞紙上をにぎわせているように、平年比1俵から1俵半ぐらいの減収となっています。このことは農協の米の集荷率が86.6%ということで、この数字にあらわれていると思います。

大雨によるソバの被害、さらには米の直接支払交付金の廃止に伴い、農家の所得は大幅に減少しています。過去において冷害の年や米の価格の下落が著しい年は、種子助成もしくは航空防除の代金の助成を行ってきた経緯もあります。

ことしはこのような措置が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

平成30年産米の青森地域の作柄については、平年並みとなっておりますが、村の米農家では減収であるという情報を聞いております。しかし、米1俵当たりの価格は現状1万2,000円ほどとなっております、過去9年間で2番目に高い水準となっております。村としては、農家が所得減収傾向ですが、農業共済が発動するような緊急的な減収とは考えにくいため、現在のところ、種子助成等は考えていません。よろしくお願いします。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 米の減収も大きいのですけれども、一番大きいのが米の直接支払金の7,500円がなくなったことが一番所得の低下につながっていると思います。このことは大規模農家ほど大きな減収で、所得の低下につながっています。ということ鑑みて、ぜひとも種子助成をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 米の直接支払交付金は、平成22年から29年度までの期間限定なものとなっております、国、それから農林水産省、それから県のほうからあらかじめ告知されていることになっていきますので、そのところは初めから分かっていることだと思っていますので、何とぞ理解をよろしくお願いします。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 初めからわかっているのはわかっているのですけれども、それに米の収量が減少したということで、二重の打撃になっています。指定農家の所得は本当に大幅に減収になりました。このことを鑑みて、村長に今度はお尋ねしますが、いかがでしょうか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 米の場合は、国の制度というものがまず優先的に今までやってきたというふうに私は理解しています。要するに所得対策として平成22年から平成29年まで米の交付金を交付してきたわけですから、それらを維持するために村が何とかしろということは、非常に困難な制度だというふうに私は思っています。

できれば私も助成はしてあげたいという気持ちは十分に持っているのですが、けれども、やはり他産業、要するに漁業でありますとか、いろんな形の産業の方々の均衡ということを考えれば、制度がなくなったから例えばそれを補填していくとなれば、非常に財政的に困難であるというふうに私は判断をしているところであります。

その辺を何とかしてくれというふうに行っている気持ちは十分理解しているつもりですが、先ほど答弁で課長から答弁があったように、やはり緊急的な、例えば災害があったとか、そういったような状況でないことを鑑みれば、私としては納得していただきたいというのが本音でございます。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 納得はできませんが、幾ら続けても無駄なので、次の質問に移ります。

次は、タッピングセレクター導入の成果についてお尋ねします。

これを導入前は、根切りとか葉切り作業をやってから乾燥していたため、手が回らないなどで腐敗廃棄せざるを得ないとのことでしたが、導入により廃棄量は減ったのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

昨年までは、根切り、葉切り作業を圃場で手作業で行っていたので、29年度は14トンぐらいの廃棄となりました。ことしはタッピングセレクターを導入されたおかげもありまして、2.8トンの廃棄量となっています。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 導入の成果があったということですが、それで次の質問ですけれども、このタッピングセレクターは圃場に移動して根切り、葉切りができるため、新タマネギとしての販売も大幅に見込まれるとの話でしたけれども、新タマネギとしての販売はふえたのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

現在、タマネギ生産組合では、新タマネギの販売については、販売量はありません。全て乾燥したものを販売しています。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 生産者のほうから、乾燥施設が足りないという声も上がっていたのですけれども、新タマネギとしての販売がなければ、乾燥施設が足りないというのは当然起こり得る話です。今後さらに面積がふえる見込みとなっていますけれども、その場合、乾燥施設はどのように対処するのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

乾燥施設については、現在、村、JA蓬田支店の育苗ハウス等で乾燥を行っている状況です。双方の施設を活用しながら、乾燥調整や出荷作業を行っていて、現在は対応できています。数量がふえた場合は、JAと今後協議・検討をしていきたい考えです。

今年度はタッピングセレクターを導入させてもらいまして、タマネギ生産組合の人たちは大変助かったと言っていました。今後もご支援のほどをよろしく申し上げます。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 乾燥施設が足りないという声は聞こえていませんか。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 今現在の作業上であれば、上で収穫した量であれば、今のところは間に合っていると。今後作付面積がふえてきた場合は、農協なりと協議をしていかなければならないとは思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） わかりました。

では、次の質問に移ります。消防ポンプ自動車の更新計画についてお尋ねします。

現在村内にある公共施設に附帯する機械・機器は、大半が寿命を迎え、2カ月に1回くらいは補正予算で更新を求められています。このような実情にありながら、消防ポンプ自動車については何ら配慮がなされていないように思われます。第7分団はもう27年目、第1分団は28年目となっています。消防ポンプ自動車はトラックに特装を架すため、発注から数カ月しないと納品になりません。

3月議会で更新計画について質問しましたがけれども、更新計画は立てたのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 更新計画については、まだ作成をしておりません。第1回定例会でご説明したとおり、これから消防団と協議をしながら検討していきたいと思いますが、消防機材自体については、耐用年数の割にはまだ、使用頻度の回数的にはまだ少ないため、実際部品等も供給を受ければ使えるということなので、今しばらく点検整備等を行いながら使用したいと考えておりますので、計画はまだ作成しておりません。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） それは3月議会と同じ答えですね。私はそれに対して、今の機械はコンピューター化されているため、部品の劣化とかで耐用年数はそれほどないということ、総務課長は3月議会で認めました。それにもかかわらず、まだまだ使うというのはどういうことでしょうか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今の消防設備の機械であれば、そういうコンピューター化で進んでおまして、機械的にもそういう劣化する部分が多いとは思われますけれども、まだ、変な話ですけども、20年、25年前の機械でありまして、そこら辺のそのコンピューター化のほうに該当していない部分でいくと、マニュアル的な部分があって使えるということが、まず1つであります。

そして、あと今消防のその設備を更新するにも時間がかかるということでしたけれども、消防のその設備自体もそうですけれども、今広域消防の分署の建てかえ計画とか、あと広域消防側のほうの指令の本部のシステムの入れかえが何かあるということも聞こえてきまして、そういう関係もありまして、消防車の更新のほうの計画はまだつくっていないと。

あとは、財源的な問題もありますので、ちょうどいいメニューがなくて、全部やるとすると、単費で1台当たり、単純に考えますと1台1,000万円から1,500万円ぐらいかかりますので、それを仮に今から全部取りかえるということにもなりませんので、今しばらく、その消防車の大きさの関係とかもありますので、今後はなるべく早目にその更新のできるような感じの、計画まではいきませんが、そういう見通しを立てたいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） まるっきり3月議会と同じ答えで大変失望しました。中にはゴム製品も使われて、ゴムの劣化も考えられます。けさも蟹田のほうで大火があったみたいで、消防が2次出動、3次出動したみたいですけども、このような事態に対処するため、初期消火が一番大切です。この初期消火に対応するためには、ポンプ車を持っていったけれども水が出なかったでは通用しません。

分団とも協議ということも、3月議会で私の答弁に答えましたけれども、何ら協議していません。これはどういうことでしょうか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） こちらの資料がまだ全部そろっていませんので、消防団のほうの団とはまだ協議をいたしていませんので、今後、できるだけ早い時期に協議をしたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） らちが明かないので、最後に村長からお答えをお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 確かにその消防自動車の7分団、第1分団と第7分団、年数がもう暮らしちゃっていると。それから、型式も結局古くなってきているということを考えれば、これは更新計画というのは必要だというふうに思います。

総務課長からも話の中で出てきましたけれども、広域消防の蟹田分署の建てかえ、それから広域消防のシステムの全体の入れかえというのは、平成33年でそのシステムが、消防車と同じようにメンテナンスの期間が切れるということのようであります。そのために、幾らでしたっけ、10億円でしたか、そのシステムの入れかえだけで10億円がかかると。今のところ、広域ですので、東青5町村がそれを負担していくことになるのですが、それらの財源というものを非常に気にしているところであります。それらと消防車の非常備消防とは別だよと言われますけれども、やはりそれが重ならない時期ということを考えていかないと、大変なお金がかかるというふうに思っております。

消防車、消防自動車、ポンプ自動車が欲しいということになれば、恐らくまた数千万円、2,000万円や3,000万円で終わるのかどうかわかりません。その計画がないと、また補助金がもらえるかどうかも恐らくわかりません。ですので、早期に消防団とお話をし、その要望、あるいは現状に合った消防力というものをやはり整備していく必要があるというふうに思いますので、総務課長の答弁にあったように、早急に消防団とお話をさせていただきたいと、このように思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 以上で質問回数が終わりましたので、質問は終わりますけれども、早期な更新計画を立てるようお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、6番吉田 勉君の質問を終わります。

あと2人、一般質問が残っていますが、5分間だけ休憩したいと思います。

午前10時19分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第4 一般質問 7番 木村 修議員

○議長（藤田修一君） 日程第4、7番木村 修君の質問を許します。

○7番（木村 修君） おはようございます。7番の木村です。通告順に従って、4点についてお聞きいたします。

初めに、1番目の除雪について伺います。

①として、30年度の除排雪の計画の概況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） お答えいたします。

平成30年度の除雪計画の概要については、実施期間として平成30年、既に実施していますが、平成30年11月21日から31年の3月の20日まで、時間は基本的に深夜の0時30分から翌朝の9時半まで実施をいたします。除雪の延長は40.1キロメートルを除雪車両8台、運転手8名で作業を行います。また、パトロールを強化して、天候を見ながら、雪捨て場や生活道路などの排雪を実施していきたいと考えております。

昨年度の破損の箇所や危険な箇所をオペレーターとともに再度確認し、できるだけ無駄な経費を抑えるとともに、当たり前のことではありますが、日ごろの点検を密に行って、安全な作業により生活道路の確保を努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 除雪による構造物破損補償費が年々高額で推移しております。昨年度の、29年度の決算では400万円を若干超えた支出がされております。早期にオペレーターを確保し、今課長がおっしゃったように、現場を回ったりし、また講習会など開いたりして対応しているようではありますが、なかなかこの成果があらわれておりません。このことについてさらに検討が必要ではないかと思うわけですが、担当者の見解をお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 先ほどの答弁の中にありましたが、昨年の反省を踏まえて、破損した箇所をオペレーターの方にどこが危険か、どこが危ないかということをしっかり認識していただくため、一度我々も一緒に回って、村内を回って確認しております。

あとは、年々オペレーターの方も同じ路線を今3年ぐらいずつはやっていますので、技術なり形状なりを大分把握してきているので、年々その辺はよくなっていくと期待しているところです。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 村内には、道幅が狭くて雪のストック場所がないような生活道路が各地域に見受けられます。そのような道路は路肩に雪が余ってしまって、すぐに道幅が狭くなってしまいます。このような場所は小まめなパトロールと排雪の回数を従来よりふやして対応していただきたい、そう思うわけでありましてけれども、このことについて見解をお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） ご指摘のとおり、パトロールなどもさらに強化し、また職員も日中、建設課ですけれども、パトロールしながら、そういう狭い道などを、まずい部分があれば、すぐに対応したいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 蓬田の大橋踏切は道幅が狭くて、雪のストック場所がなく、道路幅も2.7メートルということで、今まで、昨年、そしておとし、排雪をお願いしたわけでありましてけれども、答弁は、適宜状況を見ながら排雪をして、排雪の回数をふやして、往来に不便を来さないという答弁があったわけでありましてけれども、昨年もおとしも途中の排雪はありませんでした。ことしはぜひ、そういう箇所の排雪をしていただきますように要望いたします。

次に、②として、除雪車両による寄せ雪についてであります。これも村内全域にいえることではありますが、特にぐっと町会については、団地ということで住宅が集中しており、融雪溝の施設もなく、雪置き場も少ないということで、住民が寄せ雪の処理に非常に苦労しているという声が聞こえてきております。あの寄せ雪を少なくする除雪方法はないのか、担当者の見解をお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 寄せ雪を少なくする除雪方法ということですが、除排雪を一体で行うのであれば、寄せ雪はないということで可能だと思いますが、人力的な確保や車両の確保など、まず困難であります。除雪ではどうしても寄せ雪が出ます。オペレーターの方にも、できるだけ寄せ雪を少なくするよう指示しており、オペレーターの方も大分経験を積み、工夫をしながら寄せ雪を少なくしていくよう心がけております。

ぐっと町会の中には、雪を集積している場所、あります。ですから、寄せ雪が出た場合、その前の部分ですね、できるだけあけるように、その場所を確保して、そこに寄せ雪を片づけやすいような、こちらでも配慮をしてみたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 除雪車両についてですけれども、聞くところによれば、青森市内の除雪の業者が使用している車両は、排土板の側面にバーがついて、それが上下して、戸口の前へ行けばバーをおろして寄せ雪を抑え、そして戸口が過ぎればバーを上げて普通に走っていくと、そういうふうな車両に装置をつけて除雪をしているそうで、非常に好評なようであります。我が村でも車両にそういう装置をつければどうかなと私は思うわけですけれども、その点についてどのように考えるのか、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） ちょっと今、多分その機械はついていないと思うのですが、その辺今後、いい方法があれば検討はしていきたいと思います。ことしは無理かと思うのですが、その辺のところもいろいろ参考にしながら、いい方向でやっていきたいと思っております。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） ぐっと町会については、住民から、今答弁にもありましたように、小まめなパトロールと排雪の回数をできるだけふやしてほしいという要望がありますので、よろしく対応していただきますようお願いいたします。

次に、2番目の除雪費の補助金についてお伺いいたします。

28年度の冬から、各自治会へ除雪作業に係る経費の助成が行われていますが、29年度の決算を見ますと、利用実績額に大きな、地区によって差があります。村で自治会へ通知している作業基準、あるいは支援基準、管理規定等、曖昧に理解されている部分はないのか、1点。

また、村で福祉除雪の充実を目標に掲げて補助金をせっかく出しているのに、この満

額活用している地区と、2割ぐらしか活用していない地区に分かれております。その点について担当者はどのように捉えているのか、この見解を伺います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 平成29年9月に開催いたしました、自治会除雪作業会議というものの会議の中で、蓬田村連合自治会除雪機使用管理規定というものをつくりました。そのときの資料の中に、除雪作業の基準についてということで、各自治会さん、出席した自治会さんの役員さんには配付してございます。その中に、支援の基準、それから作業の基準等、一応例題として示しております。それをもとに各自治会においては作業等を行っているものと考えておまして、自治会においてはその諸事情もあるでしょうから、運用等については役場のほうでは、そのマニュアル等を参考にとということでお任せをしていますので、ちょっとその捉え方とか、その理解の仕方が違うのではないかと問われても、ちょっと私としては、その会の時点で理解をしていただけたと思っておりますので、それがどこまでなのかとかという込み入った話になりますと、実際は来てもらって話をしないとわからない部分もあります。

それから、あとその福祉除雪ですか、それこそひとり暮らしの方とかで緊急時、役場のほうでも職員を募って除雪とかする経緯がございますけれども、よっぽどのことでない限りは、緊急性がない限りでは、そういう形ではお手伝いすることは今のところはありませんので、実際去年も特別大量に雪が落ちたということで、1件、1回だけは出た経緯がありますけれども、それはあくまでも道路のほうに雪が落ちたということで出た経緯でございまして、ここ去年、それからおとしぐらいまではありましたけれども、ここ去年はなかったということで、今後あるにしても、基本的には自治会さんのほうでとりあえず対応できるものは対応してもらって、あとそれ以上のもので、どうしても大型の機械、ホイールローダーとか使わなければいけない場合は、役場のほうに相談いただければ、役場のほうで手配が可能だということと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 各自治会へ通知している除雪機の管理規定や支援基準、そして作業基準と、こうあるわけですけれども、その中の作業基準、7番目まであるわけですが、この5番目に、作業基準の5番目に、各自治会へ補助金の上乗せとして検討しているという項目があります。これは7番目のうちの5番目にこういう表示があるわけですけれども、要は、今までの10万円、ことしも10万円、各地区へ、宮本地区を除いた各地区へ

補助金として出しているわけですが、この5番目のこの文面を読みますと、この10万円を超えても、その作業の内容によっては、この10万円を超えてもいいというぐあいに理解するわけですが、それでよろしいのかどうか。

それから、もう一つ、ぐっと町会は去年、29年の4月から自治会が発足したと思っております。このぐっと町会には、この除雪機の使用管理規定や、あるいは支援基準、作業基準、こういった取り決めている文書による通知が届いていないので、その内容が全くわからないということでしたが、その辺について、この2点について、どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 除雪費用につきましては、あくまでも10万円を上限ということで考えておりますので、役場で負担できるのは10万円まででありまして、それを超えた分に関しては、自治会さんのほうに負担してもらうということがまず基本になっております。

それから、ぐっと町会に関しては、設立がちょっと時期がずれていましたので、こちらから詳しい資料がまだ手元に届いていないようであれば、こちらから後ほど届けさせていただきます。

それから、今のほかの自治会さんのほうも、多分役員さんたちの改選とあってあった場合もあるかもしれませんので、必要であればこちらから、その当時の資料を提供したいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） とりあえずぐっと町会のほうには、早くこの管理規定や支援基準等のことをお知らせしていただきたいというふうに思います。

次に、3番目の農道の整備についてお伺いいたします。

これは以前にも質問しましたが、蓬田地区の農道、のり面が崩壊する危険性が高まっております。農家がこの道路はもう頻繁に利用している作業道路で、最近も何か車が落ちたというふうなことを聞いております。防止策を講じていただきたいと思うわけですが、このことについて見解をお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 以前も、今月も現地を確認をいたしました。点検をちょっとしてみたのですが、多少のひび割れはあるものの、通行にはまだ大丈夫だと思ってお

ります。危険ということではありますが、確かに昨今のこの異常気象などで大雨などが発生して、将来に備え整備する必要は感じてございます。ただ、この土地は民地ということでもありまして、まずその所有者の方と協議をして、どういうふうにしたらいいか考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） この道路は、そののり面の崩壊の危険性がある道路は、およそ100メートルぐらいあるわけで、そのうち約半分、50メートルは、これまで水土里保全隊等で利用して、50メートル、約半分ぐらいまでは、その水路に大型側溝を設置してのり面を押さえて、安全になっている状態であるわけです。あと、もうそのバイパスの農免道路まで50メートルほどあるわけですがけれども、そのうちの今一番最も危険なのが、およそ20メートルぐらいかと思うわけですがけれども、せめてその20メートルぐらいまでも、構造物を設置して、のり面、のり足を押さえてくれればいいわけですがけれども、その点、どうでしょうか。答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） のり面の保護の方法がいろいろあると思います。確かに議員がおっしゃるとおり、U字溝などの製品を入れてのり面を守る方法も選択の1つだと思います。その水路については当分管理されている方、使用している方がございますので、その方とも協議して、所有者の方とも協議して、実は民地ということでも村としても対策は苦慮しているところでございますが、いろいろ活用できることも模索をしながら、ご協力いただくこともあると思いますので、その上で何とか整備を進めていけたらと思っております。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） これは蓬田川の上流から水路がこう、分かれてきている水路で、農家が利用している水路なわけです。あの地域は民地になっていますけれども、この水路は蓬田川の支流というか、蓬田川からの昔からの水路なわけで、それは民地の中においても村が管理する水路になるんじゃないかなと私は思います。要は、その水路を整備していただければ、そののり面の崩壊も防ぐことができるというふうに考えるわけですがけれども、ですからこの水路にそのU字溝を設置して、水路を整備していただきたいということを再度お願い申し上げる次第であります。よろしくお願いいたします。

次に、4番目のタマネギの栽培についてお伺いします。

村内におけることしの栽培状況、どのようになっているのか。

また、もう1点、今後の計画と方針等についてはどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

ことしの栽培状況は、春植えて2.7ヘクタールの作付で、秋植えて2ヘクタールの作付となっています。タマネギの玉は昨年より小さくなっています。また、収穫量も昨年は50トン、ことしは31トンの収穫となっています。

今後の計画は、苗の生育状況がよくなければ、収穫量にも大きく作用しますので、現在、県の普及室の担当と話をし、来年の春植え、秋植えの苗の生育を指導してもらうことにしています。また、村としては、トマトに次ぐ村の特産物にしたいという思いがありますので、作付面積の拡大につなげるよう、関係機関と協議をしながら、来年度は新たに二農家の方が作付予定で、春植えと秋植えの両方で7ヘクタールの作付予定で、2年後には10ヘクタールの作付を目指して取り組んでいますので、今後ご支援のほどをよろしくお願いします。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 先般、テレビ報道で秋田県の八郎潟で米の消費が落ち込んでいるということで、八郎潟で水稻をタマネギの栽培に切りかえたという報道がテレビに入っていました。物すごい圃場で、何か長さが1キロメートルというふうな写真がありましたけれども、タマネギについては全国的に栽培面積がふえているというふうに予感いたします。各地区、地域で期待している作目ではないかというふうに思います。

蓬田村でも昨年、育苗が失敗して農家にその苗が行き届かなかったという方もあったわけで、ことしはそういう失敗を踏まえて成功して、農家の方に作付面積を拡大していただこうように祈っております。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、7番木村 修君の質問を終わります。

日程第5 一般質問 5番 坂本 豊議員

○議長（藤田修一君） 日程第5、5番坂本 豊君の質問を許します。

○5番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。5番目ですので、挨拶は省略します。

今回は3点について質問をいたします。

最初に、学校給食の無償化について伺います。

全国で小学校、中学校の完全給食で、ともに無償化をしている自治体は、日本共産党のホームページからの調べでは、昨年度は63でした。さらにことしは20自治体ふえ、83にふえています。これは無償化への流れが確実に動いていることを示していると思います。

義務教育はご存じのとおり、憲法26条で無償とするとなっております。しかし、いまだに諸経費などを負担させています。給食も学校教育、食育の子供たちの健康管理を考えれば、成長に影響を与えるので、子供たちが好きなものしか食べないということは避けるべきであります。そういう意味で、栄養士がつくった献立は大事になるわけです。給食もそういう意味で子供を育てる教育であります。そして、何よりも村の子育て支援対策にもなる大事な事業だと思います。

それを考察すると、給食費も当然無償とするのが筋だと思います。この給食費の無償化は、今後の教育行政の流れになってまいります。少子高齢化が叫ばれていますが、子供を産んでも育てるのが大変では、子供をたくさん産むことをちゅうちょしてしまいます。

本村では、給食費の材料だけを負担してもらっています。それは、半額は補助していることになるわけです。これを順次比率を引き上げて、将来は完全な無償化にすることも考えられます。このことについて、久慈村長の考えについて答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） お答えします。

今現在、給食費として、まず教職員の分も含めまして、半分は負担していただいております。現在、村としての給食費助成として、1食当たり20円を助成しておりますが、今後消費税の増税ということもありますし、総支出額は増加するものと考えられますので、保護者からの一定の負担は必要であるかと考えます。したがって、議員のおっしゃるように、即無料化ということは難しいのかなと考えます。

しかし、今後の少子化対策とか、子育て支援の一貫としては、保護者の負担の軽減ということも大事かと思ひまして、今後検討していきたいと考えております。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 答弁では、無償化は無理だということになります。先ほど82自治

体が全国で無償化をしていると言いましたけれども、開始時期は1948年、つまり45年が終戦日ですので、それから3年後の昭和23年ごろに山口県の和木町というんですかね、が初めて無償化になっているという資料があります。そして、2017年、昨年度は20市町村が新たに無償化になっているわけで、その前は、2016年度は13市町村が無償化になっていると。その前の2015年では15町村が無償化になっているということで、順次、毎年無償化になっていく自治体がふえているわけです。規模からいきますと、全国で1,500市町村があると思えば、まだ四、五%という低い比率ではありますけれども、確実に無償化には流れがなっているわけです。

幸い、村では基金もたくさんあるわけで、その一部を取り崩すだけでもできるわけです。10月、青森市議会選挙がありましたけれども、そのとき、やはり給食費の無償化というのを公約に掲げている政党もありました。そういう意味で、当然給食というのは、父兄が負担すべきものだということを課長が今言ったわけですが、私は違うと思います。教育というのは、給食も含めて教育だという考えにならないといけないと、先ほど言いましたように、実は、話がそれますけれども、病院の給食費というのは、当初は医療費の中に含まれていて、特別給食費を取るということはありませんでした。それがいつの間にか給食は自己負担ということになって、今も現在なっているわけですね。

学校の給食費もそういう考えになっているというようになれば、私は間違いだと思います。病院の給食というのは、自分で勝手に弁当を注文して食べたり、ラーメンを注文して食べたりということとはできないわけですよ。いわゆる医療の1つなわけです。子供は伸び盛りでありますので、大人と違って必要な栄養をたくさんとる必要があるわけです。成長に欠かせません。そういう意味で、給食というのは完全給食であって、憲法で定めるとおり、無償にするというのが筋だと思います。それに沿って今、全国の市町村がこういう無償化の流れになっているわけですね。

ですから、財源がないとか、そういうことはなくて、ぜひもう一度、再考して無償化の流れになれるのかどうか。絶対に無理だと、あくまでも材料費は父兄が負担すべきだということに尽きるのか、再度答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 現在、20%の助成をしております。即無料化ということは、今の段階ではちょっと無理かと思われまますので、そういう負担軽減ということをまず第一に考えて進めていければというふうに考えております。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 私も最初言ったように、すぐ無償化にするというのもまたハードルが高いと思うので、順次補助率をふやして、最終的に無償化になるように、段階的でもいいので、村民の理解も得ながらやるということであれば、順次その比率を高めていくと、階段を少しずつ上るようにしてやれば、村民の理解も得られやすいと思うわけです。子供のいない人にとっては、無償化にすれば私たちの税金を子供がいる世帯だけが使っているんじゃないかというふうに誤解も与えるので、そこは少しずつ、今20%と言いましたけれども、来年は30%、再来年は40%とふやしていけばいいわけですね。これが全国の流れに逆行しているわけではないので、言いわけは幾らでもたつし、説明できるわけです。

ちなみに、憲法26条というのを読みますと、ただ単純にこういうふうになっています。「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」たったこれだけです。

ですから、教科書は有償にしないとか、全然書かれていないわけで、諸経費は集めなさいとかも書かれていない。義務教育に関するものは全て無償にするというのが、本来の解釈の仕方ではないかと思うわけで、再度答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 給食費が、その憲法に定める義務教育費に含まれるかどうかという、ここの議論のところは、はっきりした見解というのは、私は出ていないというふうに今のところ感じています。私の考えとしては、子育て支援、あるいはそういう教育の支援というんですかね、少子化対策ですね、そういったものの考え方に立てば、やはりその給食費を支援していくというのは必要だという考え方はしております。

ただ、それが、今のところ幾らでしたっけ、全国83市町村が無償化しているという流れでございますけれども、今後ますますこれが拡大していけば、それが各市町村の1つの政策になってくるのだろうというふうに思います。

今教育課長のほうから答弁いただいたように、一気に解決するというのは無理、いわゆる消費税が出てきたときに、それを村が負担していく、さらには補助率の拡大をしていく。議員がおっしゃったように、そういう段階的な考え方をしていくのが正しいのではないかと。ただ、完全無償化ということについては、やはり食べ物でございますので、

ただだからという考え方を持たれると非常に困る。それはやはり基本的なところがあるんじゃないかというふうに思いますので、徐々に補助率を上げていながら、完全無償化についてはもう少し議論をしていかないといけないというふうに思っています。

したがって、来年の10月1日ですか、消費税が上がるタイミングまでに、これは考えていかなければならない政策の一つだと、このように考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 3回質問しましたので、これ以上質問はできないわけですが、最後に、材料費だけで約1,000万円、中学生は海外視察とかで500万円ぐらい毎年予算を組んでいるわけです。そこで、村の基金の規模からいって、1,000万円というのは、そんなに大した額ではないわけです。ですから、やろうと思えばできると。これは村長が今、考えていくという前向きな答弁と捉えて、ぜひ実施していただきたいなと思います。

次に、2番目のアシストのことについてお伺いします。

これは今年度の4月から9月までの上半期の決算書が役員会に提出されていると思います。その報告をお願いしたいわけですが、先ほど小鹿議員からも同じ質問がありました。予算書では赤字にならないということになってはいますが、それでは先ほど小鹿議員に答弁された、74万円の赤字というふうに聞いたわけですが、これが間違いなければ、温泉と物産館、分けてどのくらいの赤字になっているのか、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 先般、10月31日に開催された取締役会におきまして、9月末の各財務諸表が提出されています。その資料からの数値としてですけれども、拾いますと、アシストの総収入額は2,967万8,081円です。それに対して、総支出額は2,716万8,255円ということで、4月から9月までの単純な収支といたしまして、250万9,826円の黒字ということにはなっております。

今議員、個別にということでありましたけれども、総額はただいま説明いたしましたけれども、よもぎ温泉の部分だけということで見ますと、収入的には2,042万3,476円、それから経費が1,769万2,536円ということで、よもぎ温泉としては273万940円の黒字。それから、よもぎた物産館、先ほど産業振興課長からも説明がありましたけれども、収入といたしましては756万2,375円、支出としては830万8,441円ということで、74万6,066円が赤字と。それから、野球場、これは3つ目の部門ですけれども、野球場の部門としては、169万2,230円が収入で、かかった経費が116万7,278円ということで、52万

4,962円の黒字ということに、現状ではなっております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 10月31日、役員会があったということですが、その決算書を議会に提出できないかお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 決算書ということではないですけども、9月末時点での各諸表が出ているということで、必要であれば、後ほど資料として提出できます。お手元に配付できると思います。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 3番目に、これから、10月から3月までの下半期になれば、どうしても農作物も少ないということで、物産館の赤字というのはもっとふえるような気がします。赤字のまま継続していくということは、やはり村民の理解は得られないと思います。青森市のアウガも赤字経営で閉鎖してしまいました。温泉は場所が移転できないので、民間業者へ委託するという方法も考えられると思います。その中で、福祉施設である部分については、その部分も含めて民間委託をしたらどうかと私は考えるわけです。マルシェについては、やはり交通量が少ないところでの営業というのは、非常に困難だということで、再三バイパスとか交通量の多い場所へ移転すべきだというふうに言っているわけですが、これについてはどのように考えるのか、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） まず、その民間委託の問題について申し上げます。今アシスト株式会社に委託しているというのは、結局、当時設立して指定管理委託制度が開始して、その時点でその民間の企業に打診をしてというんですかね、応募させて、その上で今の株式会社アシストという形を選定している。第三セクターでございますので、完全に民営化されたという形にはなっていないんじゃないかというふうには、まず第一にそこが問題の発端にあるかなというふうに思います。

それから、民営化するに当たっても、やはりきちんと事業の事業費として算定をされて、ということは、幾ら収入があつて幾ら経費がかかるのかということきちんと算定しなきゃいけません。その上に立って、要するに自分たち、民間の企業であれば、当然利益を生まないところは受けられないわけですから、ですので、そういった中身をきちんと定めていかないと、民間の他の施設にも渡せないというふうに、渡せないというか、

管理委託制度を使えないんじゃないかというふうに思います。

現在進めていますのが、そういった積み上げをきちんとした上で、この施設はこのぐらゐの指定管理料委託料が必要ですよというものをまず積み上げしていかなくちゃいけないということが、第1の条件となると思います。

第2の話として、交通量の関係で、営業はやっても無駄なんじゃないか、場所を移転したらどうかということでもありますけれども、この場所の問題につきましては、私はまず、今第1に申し上げた、きちんとした指定管理者制度、この運用ができない限り、あるいはその会社の経理事務ができない限り、幾らいい施設をつくってやってもずさんになってしまう。したがって、この指定管理者制度がきちんと確立されたときに、もう一度、私の記憶では平成33年がちょうど指定管理の切れ目でございますので、そういった制度を確立した上で、一般の民間会社とも協議をしながら、現在のよもぎたアシスト株式会社に対する指定管理が正しいのかどうかを判定しなければいけないというふうに考えています。

今のところまだ、本当は詰めの段階になっているのですが、役場、いわゆる村がその指定管理をする内容について、まだまだ把握していません。したがって、アシストが提出してくる、いわゆるそのコスト、費用、あるいは収入、それらについて全くチェックしていないのが、村がチェックしていないというのが、非常に私としては運用に問題がありだというふうに思っています。きちんとその中身を村自体もわかっていただいて、その上で指定管理者制度に乗せて、マルシェ物産館、そういったものが適正に運用されているということが大切かと思えます。

したがって、それができてきたときに、ああ、これじゃあ無理だ、別なところに建てようか、あるいは民間に委託しようかということを決断していかなければならないと思っています。平成31年度の今予算組みをしているわけでございますけれども、その辺のところ担当課の関与、それから事業実績、あるいは来年度の予算というものについて十分にチェックしていくというふうに考えております。

話が飛びましたけれども、新しい施設の建設については、きちんとした指定管理者制度を組み上げてからでないと、検討課題に載らないだろうというふうに私は思っていますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 再々質問ですけれども、2点伺います。

まず、以前、十数年前でしたっけ、今アシスト株式会社が指定管理を受けていますけれども、一業者を含めて、今はよもっとですか、よもっとの経営者が応募した経緯があったわけです。それで、マルシェと競争して、役場が民間を蹴って、村の役場の経営するマルシェに指定管理を受けたわけです。それからずっと十数年も継続しているのが実態で、私は5年の契約期間が過ぎたら、再度民間も入れて応募するべきだと思います。

というのは、温泉施設というのは、ボーリングして建物を建てるだけで10億円かかる建物ですし、価値はある、民間で「よし、一もうけできる」というふうを考える業者もあるかもしれません。

マルシェが唯一経営できるというものではないので、ここは何社でもいいので、応募してやるべきだと思います。この考えがあるのか。

2点目は、マルシェの移転について、指定管理がどうのこうのと村長は答弁しているわけですが、私は指定管理の問題ではないと思います。これは店を開く場合、オープンする場合は、必ず立地条件というのがあるわけですよ。マルシェが指定管理の費用を受けなくても、十分物産館は黒字営業していたのは、バイパスがまだ郷沢のところまでストップして瀬辺地、マルシェのところを、物産館のところを迂回していたので、交通量が結構あったわけです。それに伴って、やはりお客さんが多かったので、営業が成り立っていたわけです。それが、バイパスが開通した途端に客足がとまるというのは、これは自然の流れであって、商売の鉄則なわけですよ。

だから、指定管理でどうのこうのじゃなくて、交通量の多い、人が集まる場所に移転するというだけで、商売は好転すると思うわけで、この辺は私は素人なので、専門家に検討してもらえばわかる話なので、バイパスに移転して、果たして今のバイパスの交通量だけで黒字営業できるのかどうか検討すべきではないかと思いますが、その辺について、2点について答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） まず、民間企業に、その応募してやるべきということであります。私自身の考えでは、やはりその指定管理者制度、坂本議員はそれは関係ないとおっしゃいますけれども、指定管理者制度というのは公益性、公共性があるから、そこに公共施設を我々が建てるわけで、それを直営すると非常に人件費の問題やら、その他の間接経費の問題やらが入って、非常に運営費がかかってしまうので、それを指定管理者制度に乗せてやろうという考え方です。そういう制度があるということになれば、やはりその

民間の団体にも、やはりそれを開放するというか、話をして、それを応募させるということには必要だというふうに思っています。

このために、多分指定管理者制度を敷いたときには、この指定管理者制度をこういうふうに運用していきましようという取り決めがあった、あるいは指導されたと思うのですが、私はその部分についてはまだ確認しておりませんが、もう一度そういう運用基準、運用方針というものをきちんとつくって、その上でこれを進めていかなければいけないというふうに思います。

指定管理者制度の問題ではないので、2番目のところでございますけれども、立地条件等を考えあわせてと申しますけれども、私、前の質問で、吉田議員の質問で答えたとおり、その施設というものの目的というのがあるわけです。目的があったのですが、時代の要請とともに、次第にその、何ていうのですか、公共サービスのあり方というのは変わってきている。その変わってきているものに対して、現在の施設の役割を足していきながら、これは延命措置を図るわけではありません。そういった行政サービスをやっていただけるように、指定管理の基本計画というのですか、基本計画をして1年ごとの計画をしているわけですから、基本計画の見直しをしていかなければいけないと、私はそのように解釈しています。それらを積み重ねていくことによって、多分一、二年かかってしまうのだろうなというふうに思っています、できれば早急にこれを解決してまいりたいなというふうに思います。

民間企業の場合、簡単に言うと、採算とれない部門は切るのが当たり前です。これは当たり前です。そこがやはり公共施設との違いだということをご理解いただきたいと思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 3回終わったので、村長いろいろ答弁しましたけれども、マルシェというのは、いわば民間企業ではなくて、役場直営の会社ですから、マルシェに委託しているということは、役場が直営しているということと同じなわけです。ですから、自治体が経営する商売というのはみんな、どこでも病院も含めて赤字になる。コスト意識というのが全くないというのが現状です。ですから、思い切って本当の民間業者に委託するということを考えていかないと、このままずるずる、このまま経営を続けると、赤字が膨らんでしまいます。

次に、3番目の質問に移ります。

黒滝へ行く道、これが崩壊して車で登山道まで行くことができないという苦情が私に寄せられました。蓬田三山、黒滝の観光パンフが村から発行されています。それを見て黒滝へ行ったが、道が崩壊しているというので、せっかくの観光パンフが泣いているようで、補修が必要ではないでしょうか。私は実際現場に行ったことがないので何とも言えないのですが、役場職員もその現場には確認しているようです。整備に必要な予算がつけられないか、答弁を求めたいと思います。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

村の観光地として、瀬辺地開拓線の上流側に黒滝が位置しています。ことしの5月の連休前から、併用林道の見回りをしましたが、雪解け水や、昨年秋の大雨の影響があり、併用林道が崩壊していることから、森林管理署へ修繕依頼をしましたが、管理署より木出し事業実施以外は現在修繕はできないとの回答があつて、今までなっています。ことしも砂利敷きや砂補修程度の軽微なことは行っていますが、大規模な修繕については今後協議していきたいと思っています。

黒滝が位置している登山道は、国有林の中にあり森林管理署が管理していることから、村が整備できない状況です。現在、登山道の崩壊はありませんが、村としては、登山道として、大倉岳、赤倉岳、袴腰岳、黒滝についても、村が管理できるように森林管理署と現在協議中です。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 併用林道というのは、村の村道ではなくて国の管轄なので、一切整備ができないという答弁なわけですか。

○議長（藤田修一君） 今の質問だけやれば2回目になるわけで、併せて質問したらどうですか。いいですか。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 村の三山・黒滝山歩きガイドマップというのがあるわけですね。

これはホームページからとったものですが、多分この説明書には、林道を通して駐車場まで行く前に、Y字路になっている場所があるというふうに書かれているわけです。そのY字路のところまで行って、どこかはちょっとわからないですが、Y字路のところまでしか行けないと。そこに車を置いて登山道までは歩いていかなきゃいけないという話だったわけで、非常にこの立派な案内パンフが泣いていると。せっかく紹介してもらっ

たのに行けないじゃないかと、青森市民から苦情が来たわけですね。

これを、どういう形でこのパンフをつくったのかわかりませんが、村で全然整備できないものをこういうふうにしてマップに落としているということも、ちょっと残念な気がするわけですが、営林署が整備できないのであれば、村で肩がわりしてやってもいいですかという、そういう協議ということはできないのか、そこを含めて答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

議員がおっしゃったとおり、村道から開拓線へ行く、それからずっと上に上がって、黒滝までの駐車場まで行くところは併用林道なのです。先ほどもしゃべりましたけれども、村でも小さな砂利補修、それから砂の入れかえ等は行っているのですけれども、大きな大雨とかで、写真にあるのですけれども、大きく崩れて土砂が流れていることもあり、そのことを管理署のほうでも修理できないのかということの、大きな修理のことを言ったのですけれども、現在は木出し事業以外は、そこはできない。ただ、村では併用林道は修繕できるのですけれども、そのところを、大きい災害だと何千万円もかかるかとなったりするのであれば、ちょっと予算的なものもあるので、いろいろ補助金とかならないのかというので、今現在協議しているのです。

それで、登山道というのは、その駐車場から黒滝まで行くところの道のところなのですけれども、あの下のところをくぐって行って、ずっと川端のところを行って黒滝のほうに行くのですけれども、そのところは私たちも職員が見に行くと、崩壊しているところはないと。併用林道の部分が車が通っていけなくて大きく崩れているということなので、そのところは現在、今そういう大きい修理とかやれないのか、できるのかというのを今協議している状況です。（「議長、ちょっと休憩」の声あり）

○議長（藤田修一君） 暫時いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 具体的に今崩壊している場所というのは、何メートルぐらいで、

概算でどのくらいの予算がかかる補修規模なのか、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 概算までの予算のことはまだ把握していませんけれども、4カ所のところが大きく損壊している部分があり、そのところで今、森林管理署のほうに行って話をしている今の段階です。写真でいうと、道路幅が3メートルのところは1メートル崩れちゃっているところ、それから長さは3メートルから5メートル崩れているところ、それから長さは30メートルくらいあるのですけれども、深さが30センチ以上の水のくぼみになっちゃって、へこんじゃっている部分。それから、橋のところがありまして、そのところは1メートル50センチくらいあるのですけれども、このところが現在、20センチから30センチくらいの穴があいてしまっているのです、そのところが通っていけないというところなんです。以上です。

○議長（藤田修一君） 3回目終わりましたけれども。

○5番（坂本 豊君） 3回目の質問終わりましたけれども、一般に舗装していなかったりする林道というのは、大雨が降るとすぐ、今課長が答弁したように、30や50センチの穴というのはすぐできてしまいます。4WDの軽トラックでもなければ歩けないという感じで、乗用車なんていうのは、もうその後は歩けないというのは、これは普通の話であります。特に瀬辺地の開拓から高根の集落に通る道も、常にそういう状態になっているので大体イメージとしてはわかるわけですが、これは観光パンフに載っているのです、ぜひ砂利を入れて補修するなり、応急処置すればできる範囲ではないかと。多分砂利を敷けば直るような感じに見受けられるので、ぜひ来年の春、ぜひやっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、5番坂本 豊君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時33分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員